

## Client Alert

15 April 2025

本アラートに関する  
お問い合わせ先：



竹中 陽輔  
パートナー  
03 6271 9548  
[Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com](mailto:Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com)



稲垣 朋子  
シニア・アソシエイト  
03 6271 9492  
[Tomoko.Inagaki@bakermckenzie.com](mailto:Tomoko.Inagaki@bakermckenzie.com)

## 日本：2024年重要判決：商品と役務の類似を認め、これらを非類似とした商標登録無効審判の審決を取り消した知財高裁判決 令和6（行ケ）10028

2024年、知的財産高等裁判所は、第44類「医療用機械器具の貸与」は、第10類「医療用機械器具（「歩行補助機器・松葉づえ」を除く）」に類似すると認め、同一の商標「AWG治療」に使用した場合、商標法第4条第1項第11号に該当すると判断し、商標登録無効審判の審決を取り消した。

### 事案の経緯

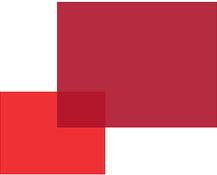
- 原告である株式会社ジーウェーブ（以下、「原告」）は、平成31年4月25日に「AWG治療（標準文字）」について、「医療用機械器具（「歩行補助器・松葉づえ」を除く）」を含む第10類の商品を指定商品とする商標登録出願を行い、令和2年1月17日に設定登録された（商標登録第6320554号）。
- 株式会社アジアスは、令和元年10月21日に、「AWG治療（標準文字）」について、第44類「医療用機械器具の貸与」を含む第41類及び第44類の複数の役務を指定役務として、商標登録出願を行い、令和2年11月25日に設定登録された（商標登録第6217436号）。
- 被告であるハウル株式会社（以下、「被告」）は、令和4年8月29日に、株式会社アジアスより、商標登録第6320554号に係る商標権の移転を受けた。
- 原告は、令和5年6月30日付けで、本件商標の指定役務中、第44類「医療用機械器具の貸与」について、商標法4条1項11号該当を理由に、商標登録無効審判（無効2023-890053）を請求したが、特許庁は、「本件審判の請求は成り立たない。」との審決を下した。原告は令和6年3月19日に、上記審決の取消しを求める訴えを提起した。

### 知財高裁における判断

知財高裁は、第44類「医療用機械器具の貸与」は、第10類「医療用機械器具（「歩行補助機器・松葉づえ」を除く）」に類似すると認めた上で、被告の商標「AWG治療」は商標法第4条第1項第11号に該当すると判断し、商標登録無効審判の審決を取り消した。

本判決において、知財高裁は、商標法第4条第1項第11号における商品と役務の類否判断について、以下の通り確認した上で、本事案においては、商品と役務が類似すると判断している。

- 商標法第4条第1項第11号における商品と役務の類否判断については、同一の営業主の製造・販売又は提供する商品・役務と取引者・需要者に誤認されるおそれがあると認められる関係にあるか否かにより判断すべき（昭和33年（オ）第1104号 橋正宗事件）。

- 
- 具体的には、商品の製造・販売と役務の提供が同一事業者によって行われている実情の有無・程度、商品と役務の用途の共通性、商品の販売場所と役務の提供場所の同一性、商品と役務の需要者の重なり具合等を総合的に考慮し判断するのが相当である。
  - 本事案においては、以下の事実・理由に基づき、第 44 類「医療用機械器具の貸与」と、第 10 類「医療用機械器具（「歩行補助機器・松葉づえ」を除く）」は類似する。
    - 第 44 類「医療用機械器具の貸与」と、第 10 類「医療用機械器具（「歩行補助機器・松葉づえ」を除く）」は、同一事業者によって行われている例が多数存在すること。
    - 用途の共通性、商品の販売場所と役務の提供場所は同一の場合が多く、需要者が実質的に重複すること。
    - 上記の取引の事情を踏まえると、第 44 類「医療用機械器具の貸与」と第 10 類「医療用機械器具（「歩行補助機器・松葉づえ」を除く）」に同一の商標である「AWG 治療」を使用する場合、同一の営業主体の製造・販売又は提供する商品・役務と取引者・需要者に誤認されるおそれがあるというべき。
    - 第三者が商標「AWG 治療」を「医療用機械器具」に付した上で引き渡す行為を行う場合、原告は禁止権を行使できるはずである。しかし、被告の商標登録（第 44 類）が有効であるとする、被告が商標「AWG 治療」を医療用機械器具に付し貸与する行為（引き渡しを包含する）は商標の使用に該当するため、商標権の及ぶ範囲の重複・抵触が生じ、商標法全体の整合的解釈の観点から好ましいことではなく、第 44 類「医療用機械器具の貸与」と、第 10 類「医療用機械器具（「歩行補助機器・松葉づえ」を除く）」は類似と判断するのが適切。

## 本判決に期待する影響

商標法第 4 条第 1 項第 11 号の該当性に関する判決は、近年、複数存在するが、商品と役務の類似性に関する判断がなされた珍しい判決といえる。医療用機械器具に関する取引の実情が考慮された上での判断ではあるが、医療用機械器具以外にも、商品の製造・販売業者と貸与業者が同一の事業者が行う分野においては、本判決と同様に商品・役務の類似を主張する余地を検討する価値があると考えられる。